

議案第97号

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の制定について

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例

新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき、区域内受益者から徴収する下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外受益者から徴収する下水道事業区域外流入分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）予定処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第1号の予定

処理区域をいう。

(2) 区域内受益者 予定処理区域内の新設等（排水設備の新設、増設又は改築をいう。）が行われた土地（隣接する2筆以上の土地で形状及び利用状況が一体をなしている）と認められる土地を含み、規則で定める土地を除く。以下「新設等土地」という。）の所有者（当該所有者が複数の場合は、その代表者又は地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定されたものを除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている新設等土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人（以下「地上権者等」という。）と当該新設等土地の所有者とが協議して、地上権者等のうちから新設等土地の所有者に代わる者を定めた場合は、その者）をいう。

(3) 区域外受益者 予定処理区域外の新設等土地の所有者（当該所有者が複数の場合は、その代表者又は地上権等の目的となっている新設等土地については、それぞれ地上権者等と当該新設等土地の所有者とが協議して、地上権者等のうちから新設等土地の所有者に代わる者を定めた場合は、その者）をいう。

(4) 受益者 区域内受益者及び区域外受益者をいう。

(5) 負担金等 負担金及び分担金をいう。

(6) 基準日 新設等の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（新設等の工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）をいう。

（負担区の公告）

第3条 市長は、予定処理区域内に負担区を新たに定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。公告した事項を変更したときも、同様とする。

（負担金等の額）

第4条 負担金の額は、基準日における新設等土地（2筆以上の土地の場合は、1筆の土地ごと。次項第1号において同じ。）の面積について、当該新設等土地の存する次の表の左欄に掲げる予定処理区域の負担区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第1負担区	152円

第 2 負担区	2 1 0 円
第 3 負担区	2 1 0 円
第 4 負担区	2 5 2 円
第 5 負担区	2 6 9 円
第 6 負担区	3 3 9 円

2 分担金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内に存する場合は、第 1 号に掲げる額とする。

(1) 面積割額 基準日における新設等土地の面積に 1 平方メートル当たり 3 3 9 円を乗じて得た額

(2) 資産割額 基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に 5 を乗じて得た額

3 前 2 項に定めるもののほか、負担金等の額を算定する場合における新設等土地の面積等の認定に関し必要な事項は、規則で定める。

(負担金等の賦課)

第 5 条 市長は、基準日における新設等土地の受益者ごとに前条の規定により負担金等の額を定め、これを当該基準日の属する年度の翌年度に賦課する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(負担金等の徴収)

第 6 条 市長は、前条の規定により負担金等の額を定めたときは、遅滞なく負担金等の額、納期限等を受益者に通知しなければならない。

2 負担金等は、5 年に分割して徴収するものとし、各年度の納期は、次のとおりとする。ただし、納期によることが困難であるときその他市長が必要と認めるとき、又は受益者が一括納付等の申出をしたときは、この限りでない。

第 1 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで

第 2 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで

第 3 期 1 月 4 日から同月 3 1 日まで

3 負担金等は、市長が発行する納入通知書により、指定された納期限までに納付しな

ければならない。

(予定処理区域の変更に伴う措置)

第7条 第5条の規定により分担金を賦課した区域外受益者の新設等土地が、予定処理区域となったときは、当該新設等土地に係る負担金は賦課しない。

(負担金等の徴収猶予)

第8条 市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該受益者の申告により負担金等の徴収を猶予することができる。

(1) 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、負担金等を納付することが困難であると認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(負担金等の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金等を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により、特に負担金等を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 基準日後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方又は新たに受益者となる者がその旨を市長に届け出たときは、その新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

2 前項の場合において、第5条の規定により定められた負担金等の額のうち、当該届出の日までに納期が到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、納期限までに負担金等を納付しない者があるときは、当該負担金等の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、やむを得ない理由があると認められる者については、第1項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により公告した同条に規定する賦課対象区域に係る受益者負担金については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

提案理由

公共下水道の予定処理区域外の土地から当該公共下水道に汚水を排除しようとする者から分担金を徴収し、予定処理区域内の受益者との負担の公平化を図るため、本案を提出する。